

地域審議会の設置に関する中間報告

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の河辺町および雄和町の区域ごとに地域審議会を置く。

(名称および所管区域)

第2条 地域審議会の名称および所管する区域（以下「所管区域」という。）は、次のとおりとする。

名 称	所 管 区 域
河辺地域審議会	合併前の河辺町の区域
雄和地域審議会	合併前の雄和町の区域

(設置期間)

第3条 地域審議会は、市町合併後速やかに設置することとし、設置期間は、平成23年3月31日までの概ね6年間とする。ただし、設置期間内の適当な時期に、地域審議会のあり方を検討するものとする。

(所掌事務)

第4条 地域審議会は、それぞれの所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べる。

- (1) 緑あふれる新県都プランの執行状況に関する事項
- (2) 緑あふれる新県都プランの変更に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成および変更に関する事項
- (4) 主要事業の推進に関する要望事項
- (5) 合併特例債を財源とした地域振興のための基金の活用に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、それぞれの所管区域に関し必要と認める次の事項について審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 緑あふれる新県都プランの執行状況に関する事項
- (2) 公共施設の設置および管理運営に関する事項

(3) 福祉、消防、廃棄物処理等に関する施策の実施状況に関する事項

(4) その他地域審議会が必要と認める事項

3 市長は、前2項の規定により地域審議会から意見が述べられた場合は、その意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(委員の定数、選任方法および構成)

第5条 地域審議会の委員の数は、20人以内とする。

2 委員は、所管区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、合併前の河辺町および雄和町の区域の振興を担当する部局の長の推薦に基づき市長が選任する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 地域の行政運営に関し優れた識見を有する者

(4) 公募により選任された者

(委員の任期および失職)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

3 委員は、所管区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長および副会長)

第7条 地域審議会に会長および副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長の職務を行う。

(会議)

第8条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、毎年度4回、定例の会議を招集するものとする。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求

があったときは、会議を招集しなければならない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委員の報酬および費用弁償)

第9条 委員の報酬および費用弁償については、秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例(昭和22年秋田市条例第4号)の例による。

(庶務)

第10条 地域審議会の庶務は、合併前の河辺町および雄和町の区域の振興を担当する部局において処理する。

(委任)

第11条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年1月11日から施行する。

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（地域審議会）

- 第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
 - 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
 - 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条（第1項～第6項、第8項、第10項省略）

- 7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。
- 9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。